

総 税 都 第 44 号
令和 4 年 6 月 20 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長 } 殿
(税 務 主 管 課、市 区 町 村 担 当 課 (税 務 担 当))

総務省自治税務局都道府県税課長

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への
対応に係る留意事項等について（依頼）

令和 5 年 10 月 1 日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されるに当たり、地方公共団体におけるインボイス制度への対応状況について、「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応に係る準備状況について（照会）」（令和 4 年 3 月 16 日付け自治税務局都道府県税課ほか事務連絡）により調査（以下「本調査」という。）を行い、結果は別添 1 のとおりとなりますが、本調査に対する回答の中で、インボイス制度や消費税制度についての理解が不十分と思われるものが相当数見られました。

適格請求書発行事業者の登録申請期限（令和 5 年 3 月 31 日）が迫っていることを踏まえると、現時点で登録申請等を行っていない地方公共団体においては、登録申請等に向けた取組みを早急に進める必要があります。

このため、地方公共団体においては、下記の留意事項を含め、制度を十分に理解された上で、庁内関係部局（財政担当部局、出納担当部局、公営企業担当部局、行政改革担当部局等）と連携を図りつつ、適切な対応をお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、市区町村において適切な対応がなされるよう、適切に助言いただくようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 地方公共団体の各会計におけるインボイス制度への対応に係る留意事項
(1) 一般会計について

国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 6 項により、課税売上げに対する消費税税額と課税仕入れ等に対する消費税額を同額とみなすこととされているため、一般会計については消費税の申告義務がありません。

他方、インボイス制度の導入後において、地方公共団体の一般会計から課税仕入れを行う事業者については、同会計がインボイス制度に対応しない場合、当該仕入れについて仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担額が増加することとなります。

したがって、一般会計においては、上記の負担の発生を防ぐ観点から、インボイス制度に対応いただきますようお願いいたします。

（注）課税仕入れとは、事業者（買手・借手）にとって消費税の課税仕入れに該当する取引のことであり、地方公共団体（売手・貸手）が消費税の「①申告義務なし（一般会計）」であるのか、「②免税事業者（小規模な特別会計で免税選択中）」であるのか、「③課税事業者（②以外の特別会計）」であるのかを問いません。すなわち、一般会計で処理している公の施設の使用料や、庁舎・封筒等への広告掲載料など、多様な地方公共団体の収入が、事業者にとっての「課税仕入れ」に当たります。

なお、本通知において、「インボイス制度に対応する」とは、地方公共団体が事業者としての立場から行う対応を指し、具体的には下記の事項を地方公共団体が行うことを意味します。

- ① 管轄の税務署に対して、適格請求書発行事業者の登録申請を行うこと。
- ② 現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載したインボイスを、買手である事業者に交付すること（記載事項の追加のため、必要に応じて、請求書様式の改正や、請求書を発行するためのシステムや機器の改修等を行うこと）。
- ③ 交付したインボイスの写しを約 7 年間保存すること。

（2）特別会計について

地方公共団体の特別会計については、現時点で課税事業者である特別会計と免税事業者である特別会計がありますが、いずれの場合も、インボイス制度の導入後において、当該会計がインボイス制度に対応しない場合、同会計から課税仕入れを行う事業者は、当該仕入れについて仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担額が増加することとなります。

したがって、いずれの特別会計においても、上記負担の発生を防ぐ観点か

ら、インボイス制度に対応いただきますようお願いいたします。

なお、現時点で免税事業者である特別会計については、インボイス制度に対応した場合、課税事業者となるため、新たに消費税の申告義務が発生しますが、公的機関である地方公共団体がインボイス制度に対応しないことにより、取引先の事業者により上記の負担が生じることを踏まえ、原則としてインボイス制度に対応する必要があると考えています。

ただし、事業者との取引が全く想定されず、事業者にとっての課税仕入れが発生し得ない特別会計等、その性質上、例外的にインボイス制度への対応を要しない会計もあり得るところです。

つきましては、地方公共団体においては、インボイス制度への対応の要否について適切に検討をお願いいたします。

2 その他

上記1において示した会計ごとのインボイス対応への考え方を「地方公共団体のインボイス対応に伴う消費税の課税関係」（別添2）のとおり整理したほか、本調査を含むこれまでの地方公共団体からの質疑等を踏まえ作成した「地方公共団体のインボイス対応に係るQ&A」（別添3）を送付しますので、地方公共団体においては、インボイス制度への対応を検討する上で参照いただくようお願いいたします。

また、本件に関し、下記の事項について留意いただくようお願いいたします。

- ① 総務省に対するインボイス制度に関する質問については、質問票（別添4）を積極的にご活用いただくこと。
- ② インボイス制度への対応が必要である会計については、申請期限である令和5年3月31日の直前に登録申請が集中することを避ける観点から、早期の登録申請を行うこと。

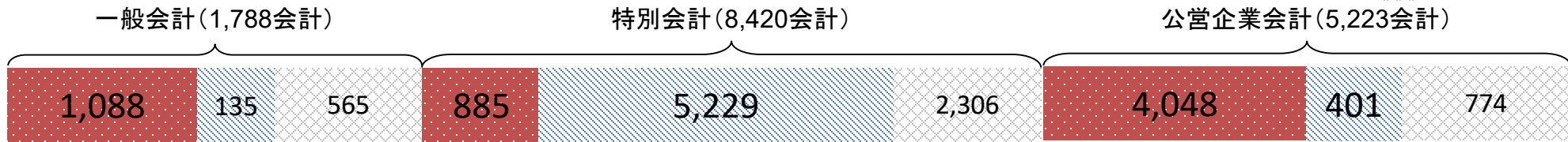
なお、本調査結果を踏まえ、各地方公共団体においてインボイス制度への対応を再度検討いただいた結果について、本年夏に改めて調査を行う予定です。

各会計ごとの集約結果

回答集約結果(概要)

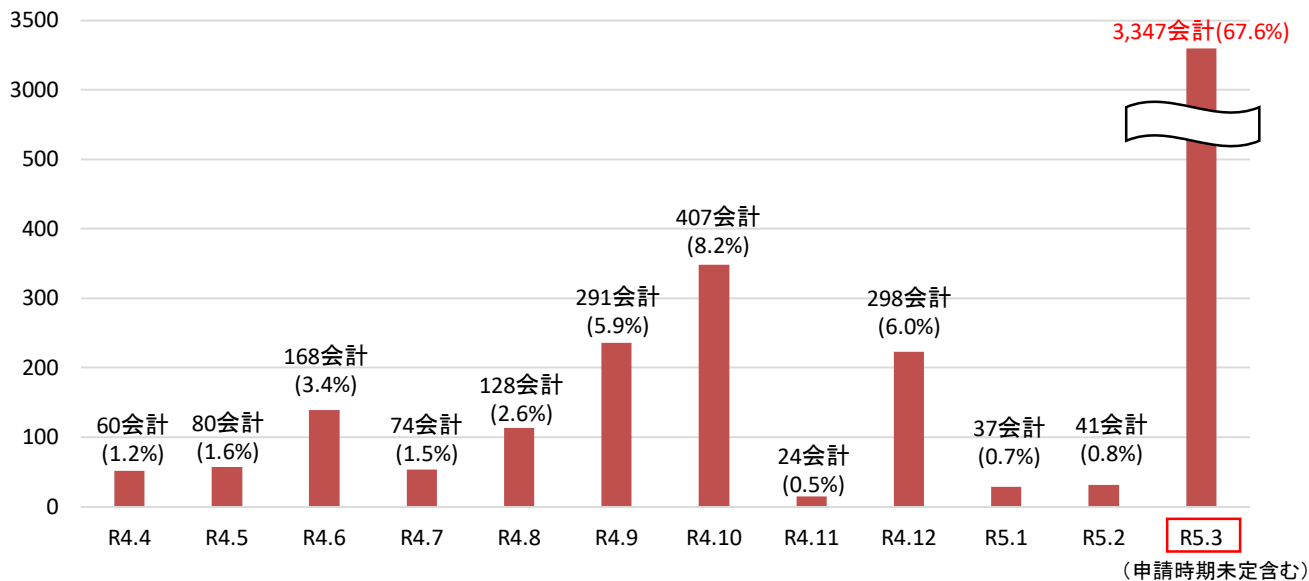
■ : 対応が必要
 ■ (斜線) : 対応が不要
 ■ (格子) : 要否検討中

○ 全会計数: **15,431**会計 (一般会計: 1,788、特別会計: 8,420、公営企業会計: 5,223)



合計	対応が必要な一般会計・特別会計						要否検討中 3,645 (一般会計565)	不要 5,765 (一般会計135)
	申請済	未申請	システム改修状況					
			改修不要	要否検討中	必要だが未着手	必要であり着手中		
15,431	6,021	1,066	4,955	384	2,094	2,475	1,068	
		17.7%	82.3%	6.4%	34.8%	41.1%	17.7%	

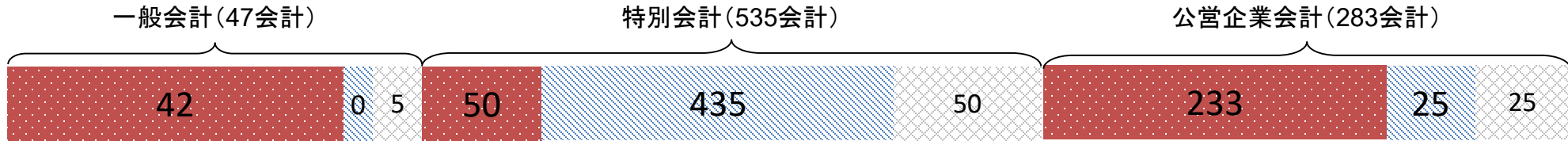
申請予定時期



回答集約結果(都道府県・市区町村)

■ : 対応が必要
 ■ (斜線) : 対応が不要
 ■ (格子) : 要否検討中

【都道府県】 全会計数: **865**会計(一般会計:47、特別会計:535、公営企業会計:283)



合計 865	対応が必要な一般会計・特別会計						要否検討中 80 (一般会計5)	不要 460 (一般会計0)	
	325	申請済	未申請	システム改修状況					
				改修不要	要否検討中	必要だが未着手			必要であり着手中
				85	240	51			99
26.2%	73.8%	15.7%	30.5%	30.2%	23.7%				

【市区町村】 全会計数: **14,566**会計(一般会計:1,741、特別会計:7,885、公営企業会計:4,940)



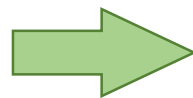
合計 14,566	対応が必要な一般会計・特別会計						要否検討中 3,565 (一般会計560)	不要 5,305 (一般会計135)	
	5,696	申請済	未申請	システム改修状況					
				改修不要	要否検討中	必要だが未着手			必要であり着手中
				981	4,715	333			1,995
17.2%	82.8%	5.8%	35.0%	41.7%	17.4%				

地方公共団体のインボイス対応 に伴う消費税の課税関係

地方公共団体のインボイス対応に伴う消費税の課税関係

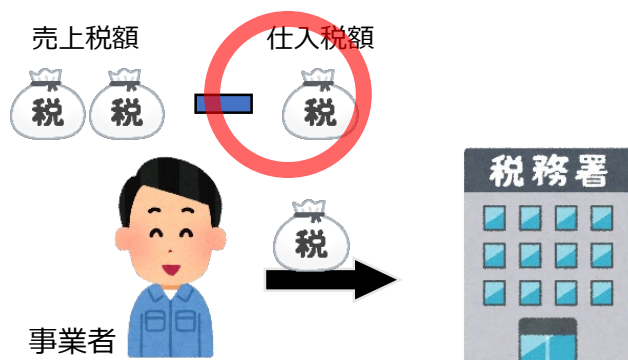
売手である地方公共団体のインボイス制度への対応が、買手である課税事業者の仕入税額控除に影響。

現在（～R5.9末）



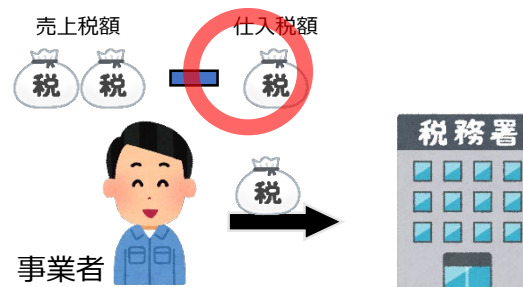
インボイス制度導入後（R5.10～）

- 地方公共団体がインボイス制度に対応した場合



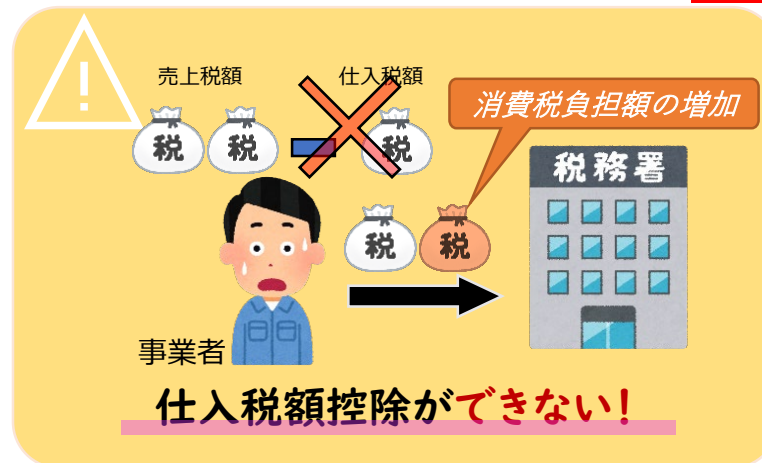
仕入税額控除ができる※

※ 地方公共団体が発行する請求書等に消費税額が明記されていない場合、当該請求書に係る取引が消費税法上の課税取引に該当するのであれば、当該請求書記載の金額に消費税が含まれているものとして、事業者は仕入税額控除を行うことができる。



引き続き仕入税額控除ができる

- 地方公共団体がインボイス制度に対応しない場合



仕入税額控除ができない!

公的機関である地方公共団体が事業者には負担をかけないよう、インボイス制度に適切に対応する必要。

地方公共団体におけるインボイス対応Q & A【未定稿】

I. 総論

Q1 インボイス制度の概要について教えてください。

A. 適格請求書等保存方式(インボイス制度)とは、令和元年10月1日から、消費税が標準税率10%と軽減税率8%の複数税率になったことを契機として実施されることになった制度であり、適格請求書(インボイス)とは、事業者同士の取引における「売手」が「買手」に対して交付する、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための請求書、納品書、領収書やレシート等を指します。

現行の請求書である区分記載請求書の記載項目に加え、インボイスでは「登録番号」、「適用税率」、「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要となります。

なお、適格請求書という名称ではありますが、請求書に限らず、必要な事項の記載があれば、例えば水道事業の検針票等もインボイスとなります。

また、インボイスは、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、インボイスの交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法(例えば、請求書に納品書番号を記載する方法等)で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項によりインボイスの記載事項を満たすことができます。

令和5年10月1日のインボイス制度開始以後は、買手が仕入税額控除を受けるためには、売手から発行されたインボイスの保存が必要になります。したがって、地方公共団体が事業者に対して売手となる場合も、地方公共団体が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である事業者は仕入税額控除を受けることができなくなります。加えて、請求書等の記載事項が増えるため、これまでの様式を変更する必要も生じます。

インボイスを発行できるのは、税務署へ適格請求書発行事業者としての登録を行った者であり、消費税の課税事業者のみが適格請求書発行事業者の登録を受けられます。登録した事業者には、買手の求めに応じてインボイスを交付する義務が発生し、また、交付したインボイスの写し又は提供したインボイスに係る電磁的記録の保存義務が発生します。

Q2 「インボイスに対応する」とは何を指しているのですか。

A. 各地方公共団体の会計における「(事業者としての)インボイス対応」とは、

- ① 適格請求書発行事業者の登録申請を行う(管轄の税務署に対して申請)。
 - ② 現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載したインボイスを、買手である事業者に交付する(記載事項の追加のため、必要に応じて請求書様式の改正やシステム改修を行う)。
 - ③ 交付したインボイスの写しを約7年間保存する。
- ことを指します。

(以下、このQ&Aにおいて「インボイス対応」とは上記を意味します。)

Q3 地方公共団体がインボイスに対応しないことで、どのような問題が生じるのですか。

A. 地方公共団体が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である課税事業者は仕入税額控除を受けることができなくなります。この場合、当該事業者は仕入税額控除が出来なかった消費税を税務署に納めることとなり、消費税の負担額が増加することとなります。

Q4 インボイス対応により、新たに消費税を納税する義務が発生することはありますか。

A. 一般会計は消費税法上、売上と仕入の消費税額を同額とみなすこととされていることから、消費税の申告義務が免除されており(第60条第6項)、インボイス対応した後も同様の取扱いとなるため、消費税の申告義務は免除されることとなります。

また、課税事業者となっている特別会計については、既に消費税の申告義務があり、これはインボイス対応した後も変わりません。

他方、免税事業者となっている特別会計は、現在は消費税の申告義務がありませんが、インボイス対応すると課税事業者になるため、新たに消費税の申告義務が発生します。

つまり、現在、免税事業者となっている特別会計だけが、インボイス対応により、現在と課税関係が変わり、消費税の申告義務が新たに発生します。

Q5 会計ごとに適格請求書発行事業者の登録申請が必要なのですか。

A. 適格請求書発行事業者の登録は、地方公共団体の場合、一般会計、特別会計ごとに(複数の特別会計がある場合は、それぞれの特別会計で)必要です。

なお、特別会計を設けて行う事業のうち、専ら当該特別会計を設ける地方公共団体の一般会計に対して資産の譲渡等を行うもの(いわゆる「みなし一般会計」)は、消費税法第60条第1項ただし書及び消費税法施行令第72条第1項の規定により、一般会計に係る業務として行う事業とみなすこととされているため、一般会計が登録を受ける場合であって、継続的にみなし一般会計に該当する特別会計は、登録申請を行う必要はありません。この場合、当該地方公共団体のみなし一般会計は、一般会計の登録番号を記載したインボイスを交付することとなります。

Q6 インボイス対応が不要な取引とは何ですか。

A. 取引には、消費税が課税される「課税取引※」のほか、消費税が課税されない「不課税取引」、「非課税取引」及び「免税取引」があり、インボイス対応が必要となるのは、地方公共団体が売手、事業者が買手となるBtoBの消費税課税取引です。一方、不課税取引、非課税取引及び免税取引や最終消費者が買手となるBtoCの取引ではインボイス対応は不要となります。

なお、消費税の「課税取引」、「不課税取引」、「非課税取引」及び「免税取引」の考え方については、「消費税のあらまし」(令和3年6月、国税庁)をご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>)

※ 「課税取引」とは、事業者(買手・借手)にとって消費税の課税仕入れに該当する取引のことであり、地方公共団体(売手・貸手)が消費税の「①申告義務なし(一般会計)」なのか、「②免税事業者(小規模な特別会計で免税選択中)」なのか、「③課税事業者(②以外の特別会計)」なのかを問いません。すなわち、一般会計で処理している公の施設の使用料や、庁舎・封筒等への広告掲載料など、多様な地方公共団体の収入が、事業者にとっての「課税仕入れ」に当たります。

Q7 担当会計は消費税の申告・納付を行っていないため、課税取引(相手方にとっての課税仕入れ)がないと判断して良いですか。

- A. 「課税取引」とは、事業者(買手・借手)にとって消費税の課税仕入れに該当する取引のことであり、地方公共団体(売手・貸手)が消費税の申告・納付を行っているか否かを問いません。したがって、現行制度においては、担当会計が事業者に対して交付する請求書、納品書、領収書やレシート等に消費税が明記されていなくとも、当該請求書等に係る取引が事業者にとっての課税取引であれば、当該取引の料金等に消費税が含まれていることとなり、事業者はその取引に係る消費税額を仕入税額控除することができます(インボイス制度実施後は、売手である地方公共団体が、インボイス制度対応しない場合、買手である事業者は仕入税額控除を行うことができません。)

Ⅱ. 一般会計

Q8 一般会計に区分される取引のうち、インボイス対応が必要な取引は何ですか。

A. あくまで一例ですが、まず、施設の使用等に関するものとして、「庁舎等のテナント料・施設使用料」、「庁舎等の有料駐車場の駐車料金」及び「公立美術館・公園等の入場料等」があります。

例えば、庁舎等のテナント料・施設利用料については、事業者が自動販売機の設置の対価としてテナント料等を支払う場合が想定されるほか、公立美術館や公園等の入場料等については、チケットを観光業者等が仕入として購入する場合が想定されます。

次に、広告の掲載等に関するものとして、「広報誌等の広告掲載料」及び「公共施設の命名権」があります。広告掲載料は、地方公共団体の広報誌や封筒等に事業者の広告を載せる場合であり、命名権は、いわゆるネーミングライツのことであって、市民会館、スポーツ施設や歩道橋等の名前を付ける権利等を、スポンサーである事業者に与える場合になります。

次に、物品の売却等に関するものとして、「公有財産の売却・貸付け」「直営アンテナショップの売上」があります。前者は、古くなった公用車やパソコンを払い下げの場合や、機械等を貸付ける場合であり、後者は、直営のアンテナショップから、事業者が地元の特産品を仕入として購入する場合が想定されます。

以上でお示した例以外の取引であっても、消費税の課税取引であって、地方公共団体が売手、事業者が買手となる取引はインボイス対応が必要となるため、留意が必要です。

Q9 一般会計において事業者との課税取引が少ないのですが、インボイス対応は必要ですか。

A. 原則として全ての一般会計で、庁舎等のテナント料・施設使用料、広報誌等の広告掲載料、不要物品の売却等の、買手である事業者にとっての課税仕入れに当たる消費税課税取引があるものと考えられますので、買手に[Q3]のような不利益を及ぼさないよう、インボイス対応は必要と考えられます。

また、一般会計は、「売上と仕入の消費税額を同額とみなす」という規定(消費税法第60条第6項)により消費税の申告義務が免除されており、インボイス対応後も引き続き消費税の申告義務が免除されるため、この意味でも、インボイス対応を行うことが適切です。

Q10 一般会計は消費税の申告・納付を行っていないのですが、インボイス対応は不要ですか。

A. 一般会計では、売上の消費税額と仕入の消費税額を同額とみなす規定(消費税法第60条第6項)により消費税の申告義務がありませんが、一般会計が行う取引自体が非課税となっている訳ではありません。

現在でも、(非課税・不課税・免税取引を除き)一般会計が徴収する料金等には消費税が含まれており、一般会計から仕入れを行っている事業者は、その仕入れに係る消費税額を仕入税額控除することができます。

このため、インボイス制度実施後は、一般会計が交付する請求書等がインボイスでなければ、一般

会計から仕入れを行っている事業者は、その仕入れに係る消費税額について仕入税額控除を行うことができなくなります(インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要があります。)

Q11 インボイス対応が不要とされる一般会計はありえますか。

A. [Q9]のとおり、一般会計で行われる事業の実態を考慮すれば、事業者にとっての課税仕入れに当たる消費税課税取引が全くない一般会計は想定しがたいため、全ての一般会計においてインボイスに対応することが適切です。

Q12 自動券売機による入場券等の販売は、インボイス交付の対象外となりますか。

A. 自動券売機のように代金の受領と券類の発行はその機械装置で行われるものの、資産の譲渡等は別途行われるようなものは、自動販売機や自動サービス機による商品の販売等に含まれませんので、自動販売機特例※1(新消規※2第26条の6第1号)が適用されず、交付義務は免除されません。

なお、上記のような、インボイス交付義務が免除されない場合において、買手からインボイスの交付を求められた場合は、別途窓口でインボイスを交付するなどの手法により、対応を行うことが可能です。

※1 インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となる自動販売機や自動サービス機とは、代金の受領と資産の譲渡等(サービスの提供を含む)が自動で行われる機械装置であって、その機械装置のみで、代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます(飲料の自販機、コインロッカー等)。

※2 消費税法施行規則等の一部を改正する省令による改正後の消費税法施行規則

Ⅲ. 特別会計

Q13 インボイス対応が必要な取引のうち主に特別会計に区分される取引は何ですか。

A. まず、ライフラインに関するものとして、「水道料金、電気料金、ガス料金」及び「事業系ごみ処理手数料」があります。

なお、水道料金に関しては、例えば、水道事業が、会計が異なる下水道事業から料金の徴収等を受託し、水道料金と下水道料金を併せて徴収等する場合、下図のとおり、水道事業者が下水道事業者に代わって、自らの名称及び適格請求書発行事業者の登録番号を記載したインボイスを発行すること(媒介者交付特例(新消令※第70条の12第1項))も、水道事業者が自ら及び下水道事業者の名称及び登録番号を併記したインボイスを交付すること(代理交付)も可能です。ただし、媒介者交付特例は、委託者と受託者の両方がインボイス発行事業者である必要があります。

上下水道料金のインボイス対応のイメージ											
媒介者交付特例	<table border="1"> <tr> <td>水道料金</td> <td>〇〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>〇〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>領収金額(10%)</td> <td>〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)</td> </tr> <tr> <td>水道事業登録番号</td> <td>T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> </table> <p>※上水道事業特別会計(受託者)は、自らの名称及び登録番号を記載したインボイスの交付が可能 ※双方の対価の額を区分することなく、一括して記載することが可能 (消費税額の端数処理も、一括して税率ごとに一回とすることが可能)</p>	水道料金	〇〇〇〇円	下水道使用料	〇〇〇〇円	領収金額(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)	水道事業登録番号	T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
水道料金	〇〇〇〇円										
下水道使用料	〇〇〇〇円										
領収金額(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)										
水道事業登録番号	T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇										
代理交付	<table border="1"> <tr> <td>水道料金(10%)</td> <td>〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料(10%)</td> <td>〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)</td> </tr> <tr> <td>領収金額</td> <td>〇〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>水道事業登録番号</td> <td>T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>下水道事業登録番号</td> <td>T××××××××××××××××</td> </tr> </table> <p>※下水道事業特別会計(被代理人)の名称及び登録番号を記載する必要がある ※代理人及び被代理人の取引を区分して記載する必要がある (消費税額の端数処理も代理人、被代理人それぞれ税率ごとに一回)</p>	水道料金(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)	下水道使用料(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)	領収金額	〇〇〇〇円	水道事業登録番号	T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	下水道事業登録番号	T××××××××××××××××
水道料金(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)										
下水道使用料(10%)	〇〇〇〇円(うち消費税額〇〇〇円)										
領収金額	〇〇〇〇円										
水道事業登録番号	T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇										
下水道事業登録番号	T××××××××××××××××										

次に、交通に関するものとして、公営バスや地下鉄といった、地方公共団体が運営する交通の運賃があります。なお、公共交通機関の運賃については、1回の取引の税込価格が3万円未満の場合には、インボイスの交付義務が免除されます(公共交通機関特例(新消令第70条の9第2項第1号))。

ただし、事業者による市営バスの貸切り等、1回の取引の税込価格が3万円以上の場合には、インボイスを交付する義務があります(インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要があります。)

次に、施設利用に関するものとして、「港湾施設利用料」、「卸売市場使用料」があります。特別会計を設けて港湾施設や卸売市場を運営している地方公共団体がありますが、事業者がそれらの施設を使用する場合の取引が想定されます。

次に、医療に関するものとして「公立病院の自由診療」があります。事業者が社員に健康診断や人

間ドックを公立病院で受けさせる場合が想定されます。なお、公立病院の社会保険医療については、非課税となります。

以上でお示した例以外の取引であっても、消費税の課税取引であって、地方公共団体が売手、事業者が買手となる取引はインボイス対応が必要となるため、留意が必要です。なお、特別会計の場合は、特別会計ごとに適格請求書発行事業者の登録申請が必要です。

※消費税法施行令等の一部を改正する政令による改正後の消費税法施行令

Q14 担当会計では非課税取引が大部分を占めるのですが、インボイス対応は不要となりますか。

A. 非課税取引が大部分を占めている場合においても、当該会計が、インボイス制度に対応しない場合、同会計から課税仕入れを行う事業者は、当該仕入れについて仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担額が増加することとなります。したがって、このような負担の発生を防ぐ観点から、インボイスに対応することが適切です。

Q15 取引の相手方が国・地方公共団体である場合、インボイス対応は不要ですか。

A. 国・地方公共団体(以下「国等」という。)への課税売上げであったとしても、当該売上げが当該国等の特別会計から支出されている場合、当該特別会計は仕入税額控除を行い得る立場にあるため、一概にインボイス対応を不要とすることはできません。

Q16 現在、免税事業者となっている特別会計については、インボイス対応は不要ですか。

A. 自らが免税事業者であるか否か(消費税申告義務の有無)では、インボイス対応の要否を判断できません。インボイス対応については、「当該会計がインボイス対応をしない場合の、取引先の課税事業者が仕入税額控除を行うことができなくなるという事業者が被る不利益」を踏まえた上で、その要否を検討することが求められます。

なお、免税事業者である特別会計が課税事業者となり適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、買手である事業者は仕入税額控除を行うことができる一方、当該会計は課税事業者となるため、新たに消費税の申告義務が生じます。

Q17 複数の特別会計を通じて1つの登録番号となるのでしょうか。

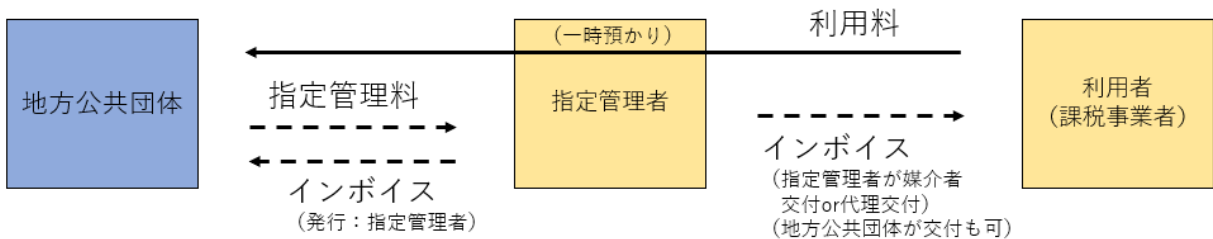
A. 複数の特別会計がある場合は、それぞれの特別会計についてT+13桁の登録番号が新たに付番されます。

Q18 事業者に対して、請求書以外の書類(納品書等)を渡しているのですが、消費税の記載が必要でしょうか。

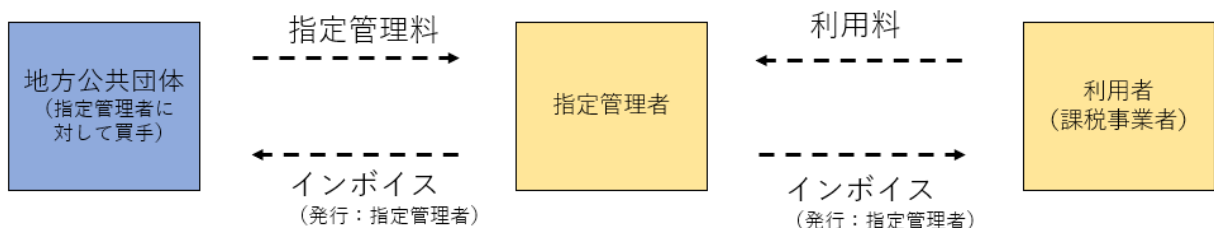
A. 課税資産の譲渡等の相手方である事業者に対して、インボイス対応した納品書等を交付する場合、インボイスとしての必要事項の記載があれば、請求書という名称のものに限らず、納品書等もインボイスとなります。そのため、課税取引における納品書等をインボイスとする場合は、消費税額を含む必要事項の記載が必要です。

Q19 指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合、インボイスの交付者は誰になりますか。

A. 下記の図のように、地方公共団体に代わって指定管理者が施設の利用料等を徴収する場合、媒介者交付特例により、指定管理者が、指定管理者の名称と登録番号でインボイスを交付することや、代理交付により、指定管理者が、地方公共団体の名称と登録番号を記載したインボイスを交付することが可能です。媒介者交付特例の場合、地方公共団体と指定管理者の両方が適格請求書発行事業者である必要があり、また、地方公共団体において、指定管理者から受け取ったインボイスの写し又は精算書の保存が必要です。



他方、下記の図のように、指定管理者の名で施設の利用料等を徴収し、その利用料等の対価が指定管理者に帰属する場合、当該利用料等に対するインボイスは指定管理者が利用者に対して発行することとなり、地方公共団体にはインボイスの交付義務は発生しません。



Q20 消費税申告義務に係る税負担や事務負担が大きいので、インボイス対応は不要という判断も可能ですか。

A. 地方公共団体が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である課税事業者は仕入税額控除を受けることができなくなります。この場合、当該事業者は仕入税額控除が出来なくなり、消費税の負担額が増加することとなります。

現在免税事業者である特別会計は、インボイスに対応することで課税事業者となり、新たに消費税の申告義務が発生することにより、税負担や事務負担が発生しますが、上記のように、公的機関である地方公共団体がインボイスに対応しないことにより、事業者には負担が生じることを踏まえると、原則としてインボイスに対応することが適切です。

Q21 市営バスや交通船は1回の取引が3万円未満であり、公共交通機関特例の適用対象のためインボイス対応は不要ですか。

A. 地方公共団体の特別会計がインボイスに対応しない場合、同会計から課税仕入れを行う事業者は、当該仕入れについて、仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担額が増加しますので、上記負担を防ぐ観点から、インボイス対応が必要です。

この点、市営バスの貸切りや、課税事業者によるフリーパスの購入等、消費税課税売上の中で1回

当たりの取引額が3万円を超えるようなものがありうるほか、市営バスにおける車体や車内での広告掲載料等については、公共交通機関特例の適用対象外であるため、インボイス対応が必要となります。

なお、[Q13]のとおり、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送についてはインボイスの交付義務が免除されるため、その場合には、インボイスの交付は不要です。

Q22 水道事業会計及び下水道事業会計を登録すると、登録番号は同じになりますか。

A. 適格請求書発行事業者の登録は、地方公共団体の場合、一般会計、特別会計ごとに(複数の特別会計がある場合は、それぞれの特別会計で)必要です。また、一般会計には法人番号が指定されていますが、特別会計には法人番号がありません。この点、登録番号は、一般会計の場合は「T+法人番号」に、特別会計の場合は「T+新たに指定される13桁の数字」になります。したがって、特別会計である水道及び下水道事業については、「T+13桁の数字」が付番されます。すなわち、水道及び下水道事業が異なる特別会計であれば、両会計で登録番号も異なることとなります。

(例)

水道事業登録番号 T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

下水道事業登録番号 T×××××××××××××××××

Q23 水道事業が下水道事業の料金徴収を行う場合、2つの登録番号を併記するのですか。

A. 水道事業が下水道事業の料金徴収を併せて行う場合のインボイス対応については、

- ① 媒介者交付特例により、水道事業が自身の登録番号等を記載したインボイスを交付
 - ② 代理交付により、水道事業が自身と下水道事業の登録番号等を併記したインボイスを交付
- の選択肢がありますが、各地方公共団体はどちらも選択可能です。

IV. その他

Q24 インボイス対応のための地方公共団体のシステム改修について、国庫補助金はありますか。

A. インボイス対応のためのシステム改修に対する地方公共団体向けの国庫補助金については、他省庁のものも含め、現時点ではありません。

Q25 適格請求書発行事業者の登録申請は、e-Taxにより行うことができますか。

A. 適格請求書発行事業者の登録申請は、e-Taxホームページ(政府共通NW・LGWAN用)

(<http://www.e-tax.nta.hq.admix.go.jp/>)のe-Taxソフト(WEB版)により行うことができます。

なお、事前準備及び登録申請データの作成・送信方法をまとめたマニュアルも用意されています。

(参考)「適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル(e-Taxソフト(WEB版ver.))(PDF形式)」

(http://www.e-tax.nta.hq.admix.go.jp/fushou/tekikaku_manual.pdf)

Q26 e-Taxを行うための事前準備は、全ての会計単位で行う必要がありますか。

A. [Q25]の事前準備は、今までe-Taxを利用したことがない場合にのみ行うものですので、既に消費税の申告等でe-Taxを利用されているのであれば、事前準備は不要です。

Q27 適格請求書発行事業者の登録申請をする際、「法人番号」欄には何を記載すれば良いですか。

A. 「法人番号」欄は、一般会計及び特別会計のいずれの場合であっても、その地方公共団体の法人番号を記載してください。

Q28 研修会等への国税職員の講師派遣はどのように申し込むのですか。

A. 地方公共団体等の事務所の所在地を管轄する税務署に申し込むこととなります。まず各税務署の代表番号へ電話し、音声案内に従い「2」を選択すると各税務署の受付担当に繋がるので、「インボイス制度の研修会について、講師派遣を依頼したい」旨をお伝えください。その後、税務署へ希望日等の連絡をしてください。その際、担当者から指示があれば「講師派遣申込書」を提出してください。

- 各税務署の代表番号は、国税庁のホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

- 複数の地方公共団体等が合同で研修会を行う場合は、取りまとめを行う団体の事務所の所在地を管轄する税務署に申し込んでください。

